



法人 ながおか

新型コロナウイルスへ対策として“三密”を避けた『新しい生活様式』の実践を求められていますが、ずっと家に籠っていても気が滅入ってしまいます。たまには、燦燦と照り付ける太陽のもと屋外で趣味の時間を過ごしてリフレッシュしてみてもはいかがでしょうか。

写真提供：長岡市美術協会写真部門
題 字：山本享靖氏
(第66代長岡税務署長)

2020 夏号

vol.140



公益社団法人 長岡法人会

令和2年度通常総会のご報告

6月9日（火）長岡グランドホテルにおいて、第8回通常総会を開催いたしました。

ご案内のとおり、本年度の総会は新型コロナウイルスの感染拡大防止と参加者の健康と安全を第一とする観点より、来賓のご招待も見合わせ、講演会、懇親会も実施せず、通常総会のみで開催となりました。委任状のご提出など皆様にご協力いただき、予定された議事等も滞りなく進み、審議事項も無事承認いただきました。皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

【通常総会議事】

決議事項

第1号議案 平成31年度決算報告承認の件

金内茂監事が監査報告を行い、審議の上、原案通り承認可決された。

第2号議案 理事1名補充選任（案）承認の件

渡辺雅美氏（北越銀行常務取締役）の理事選任が全員一致で承認可決された。

報告事項

(1)平成31年度事業報告

(2)令和2年度事業計画と収支予算

(3)その他 令和2年度全法連及び県法連功労者表彰受彰者が報告された。



令和2年度 功労者表彰受彰者

8名の方が法人会の運営と発展に貢献された功績を表彰されました。
受賞された皆様、誠におめでとうございます。

【全法連功労者表彰受彰者：単位会役員】

常任理事 遠藤 厚一 殿 常任理事 野村 修士 殿

【県法連功労者表彰受彰者：県連役員】

副会長 大井 尚敏 殿 副会長 巻淵 文彰 殿

【県法連功労者表彰受彰者：単位会役員】

副会長 佐藤 一男 殿 常任理事 小室 功 殿 理事 丸山 孝夫 殿

【県法連功労者表彰受彰者：事務局専従職員】

専務理事 駒野 一隆 殿

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の実現に向け、オープンイノベーションの促進及び投資や賃上げを促すための税制上の措置が講じられました。さらに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制を実現するとともに、NISA制度の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「令和2年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長など法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> 適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます。

2. 交際費課税の適用期限延長

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年延長されます。 交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置については、対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人が除外されたうえで、適用期限が2年延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

【消費課税】

1. 消費税の確定申告書の提出期限

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。 <p>なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受ける法人については、消費税の申告期限を1月延長する特例が創設されます。

【その他】

1. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方拠点強化税制の適用期限が2年延長されます。また、雇用促進に係る税制措置について、移転型事業の上乗せ措置における雇用者1人当たりの税額控除額が拡充されます。

2. 電子申告

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 国税電子申告(e-Tax)の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(eLTAX)とのシステム連携を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請等を行うことが可能となります。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
（注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
▷ 個人：課税期間の翌年の3月末
（注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 (入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日) ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件 (取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内) ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



公益財団法人

全国法人会総連合

〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6

FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



マイナンバーカードで申告を簡単・便利に!

～マイナポータルを活用した情報連携～

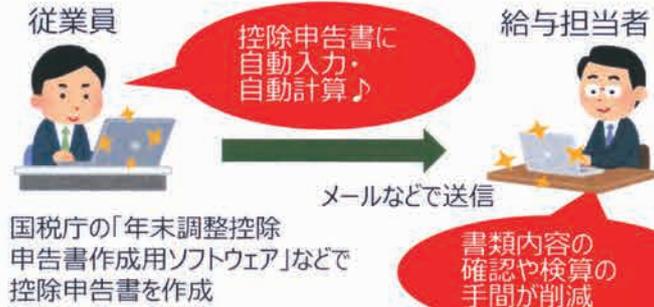


※ご利用には、控除証明書などの発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。

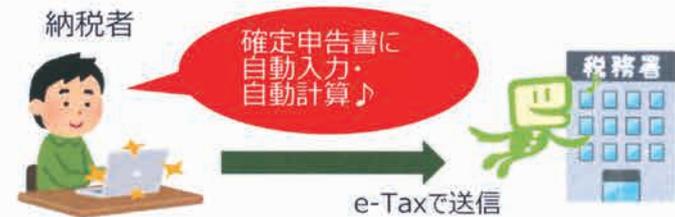
マイナポータルを活用した申告について、詳しくはこちらから!



年末調整 (令和2年10月からスタート)



確定申告 (令和3年1月からスタート)



～e-Taxのメリット～

スマホでもっと便利に

確定申告書等作成コーナーでスマホ申告できる方の対象範囲を広げました。今後も便利な機能を追加する予定です。

メリット

いつでも

確定申告期間中は24時間 (その他の期間は平日24時間)、オンラインで申告書の提出ができます。

本人確認書類の提出が不要

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。

e-Taxで申告するには?

- 1 マイナンバーカードを取得
- 2 マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダを用意
- 3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ



取得には1か月程度かかるよ。早めの申請がおすすめ!

マイナンバーカード対応のスマホ一覧はこちらから!



お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。



※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類 (番号確認書類+身元確認書類)

- マイナンバーカードをお持ちの方は
番号確認と身元確認が1枚でできます。
- マイナンバーカードをお持ちでない方は



番号確認書類

- 通知カード※1
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)
などのうちいずれか1つ※2

+

身元確認書類

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
- などのうちいずれか1つ

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
 ※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』を活用して、自宅などから申告ができます。
(裏面参照)



○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的身分証明書として使用できます。



○ マイナポイントがもらえる

(令和2年9月～令和3年3月)
選択したキャッシュレス決済サービスで2万円のチャージまたは買い物をする上限5,000円分のマイナポイントがもらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。



スマホによる申請はこちらから！





安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※2018年度末 当社調べ 企業保障の件数は、
個人保険・個人年金保険の法人契約者数



DAIDO 大同生命保険株式会社 新潟支社 長岡営業所/新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F) TEL 0258-32-1951



編集後記

鷲尾達雄

本日は6月19日。県境をまたぐ移動を解禁すると政府発表がありました。この会報が皆様のお手元に届く頃、経済再稼働に比例して感染者数は増えているかと。ワイドショーはその増減に一喜一憂し、国民を煽り、第二波は目前だ！と、まくし立てる事なく、冷静に under control！と放送されている事を祈るばかりです。さて、法人会も全ての事業が延期・中止となり、通常総会も大幅な縮小開催となりました。教育現場もオンライン授業が始まるなど、会議・講演・講義の様相は一変しました。今後、どのような運営スタイルに落ち着くのでしょうか？

講義と言えば、私事ですが、この春から東京の私立大学に進学した息子は、いまだ、クラスメートと会う事も無く、サークル活動もできず、ゆえに、新しい友達もできず、鬱々とした日々を送っています。新たな友人との交流を楽しみに進学したのに、それが叶わぬ状況で、学習意欲は失せ、オンライン授業を全く受けていない様です(笑)。その結果、大学より、このままでは進級できません！との注意があった様です。私にも通告があり、息子を指導する様に、指導されました。(笑)

この類の騒動で息子を心配する様な父では無いと読み切っている息子から連絡がありました。彼曰く、「秋もオンラインらしい。このまま大学に一度も行く事も無く、一年生が終わってしまうのは受け入れられない！」と。つまり、積極的に留年する意思表示という先手を打ってきました(笑)。私は彼の気持ちが十分に理解できるので、余りにも無策すぎる！と、大学に抗議しなさい、そして、もし、大学再開に向けての方向性が示されなければ、自ら率先して留年を選ぶ！と担当者に宣言したらどうか？とアドバイスしました。

京都産業大学がクラスターとなってしまった事により、その後、全ての大学は封鎖状態を選択しました。リスクゼロ体制です。あの時点では、致し方ない判断だったと思います。しかし、依然、大学は第二の京産大にはなりたくない！との強い警戒心があるのか、失礼ながら完全に思考停止状態にあると感じます。オンラインは活用しながらも、学校生活の不可欠なアナログ活動の再稼働に小中高は格闘しています。一方、オンラインのみに拘泥する大学は、すべき努力を放棄している。私にはそう映っております。

専門家は、ほとんど起こりえない確率でも「可能性がある」と言う。それを聞いた組織のリーダーは「うちから感染者は出してはならない！」と身構える。仮に出してしまっても、最大限の対応はしていた！という証拠(言い訳?)づくりで過剰反応が生まれる。最高学府である大学こそが、事実に基づき、バランスのとれたコロナとの上手い付き合い方の模範となって欲しいのに、残念でなりません。

PS 息子からラインが来ました。面談終了。思いのほか、ちゃんと話を聞いてくれてうれしかった様です。しかし、対面授業より先にサークル活動再開は無いし、秋もオンラインとの説明だったそうです。これからも続くのはオンライン授業のみ。東京に居る理由が無く長岡に戻るそうです……。これで良いのか？K大学！

消費税期限内納付

消費税の期限内納付を忘れずに！



- 消費税には申告・納付期限^{①)}があります。
- 申告・納付にはe-Taxが利用できます。
- 個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^{②)}。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{③)}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^{③)}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^{④)}

① 法人は課税期間終了の日の翌日から翌々月末日、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
② 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、確定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要となります。
③ 地方自治税を含まない消費税をいいます。
④ 直前の課税期間の確定消費税額が6万円以下の場合、任意に、任意の申告申告書を提出する際の届出書を提出した場合には、任意に中間申告・納付することができます。

法人 ながおか vol.140

公益社団法人 長岡法人会
 長岡市表町三丁目1番地8
 リナシエビル3 8階
 電話 0258-35-0328
 FAX 0258-39-7630
 発行 広報委員会
 委員長 鷲尾達雄
 印刷所 吉原印刷株式会社